

契 約 書

本日（ 年 月 日）私、NPO法人 猫の味方ネットワーク
住所（埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄5276-1）は、
生後（ ）ヶ月・年の譲渡猫（ ）匹、性別（オス・メス）、種類（ ）
を、
氏名（ 様）
住所（ ）
に譲渡しました。

つきましては、本日より下記の約束を譲渡猫の生涯にわたり守り、愛情と責任をもって、
生涯家族の一員として可愛がっていただきたいと思います。

本日より（ ）ヶ月の間は、「新しい飼い主さん適性試験期間」となります。

- 1、 やむなき事情でどうしても譲渡猫の飼育が困難になった場合、捨てたり、保健所に持ち込むことなく、すみやかに当団体まで連絡すること。（飼育できなくなった時点から所有権は当団体の優先となります）
- 2、 勝手に他人に譲渡しないこと。
- 3、 完全室内飼いをし、むやみに外、ベランダ等に出さないこと。（ベランダからの落下事故防止ならびに、近隣に迷惑をおよぼさないため、東京都環境省中央環境審議会が定める飼育基準に準ずる。）
- 4、 過失により逃がしてしまった場合、その責任を問われることがあります。新しい環境に慣れるまでは、特に十分に注意して、むやみに外へ出したり、逃がしてしまわないよう、適切な配慮を行うこと。
- 5、 死亡させてしまった場合は、かかりつけの獣医による死亡診断書を提出すること。あきらかにその死因に不審な点が見受けられた場合（たとえば虐待や飼育者としてふさわしくない原因による死亡）には、その責任を問われることとなります。
- 6、 飼い猫の繁殖制限は飼い主の義務です。（「動物の愛護及び管理に関する法律・第二十条）産まれる生命すべての生涯に責任を持ってないのなら、安易に繁殖させることなく、飼い主の責任において不妊・去勢手術を行う事、万一産まれた場合はその生涯に責任を持って飼育すること。（基本的に不妊・去勢手術を行うこととする。）
- 7、 ワクチン接種や不妊手術等に関して証明書提出を求められる場合があります。提出の要望を受けた時はそれに従うこと。
- 8、 本日より当団体が指定する期間（状況に応じて譲渡日～不妊手術実施まで）の間は、新しい飼い主さんとしてふさわしいか、譲渡猫に飼育環境が適するかを見させて頂く「飼い主適正試験期間」となります。この適正試験期間の間、譲渡猫の所有権は当団体にあります。

従って、本日の譲渡猫は『仮譲渡』となり、「飼い主適正期間」内は『仮譲渡（借り受け）期間』となります。

試験期間終了時に最終審査を行い、問題があった場合は、譲渡不成立となります。また、飼い主適正試験期間の間、適正な飼育が行われていない場合は、期間途中であっても期間終了を待たずに返還を求めます。これらの場合にはすみやかに譲渡猫の返還に応じ、当団体へ猫を返還すること。

最終審査の結果、問題がなければ、この時点で正式譲渡となります。

尚、「飼い主適正試験期間」の間に万一事故が起きても、その責任は当団体では一切負いません。

また当団体への金銭の要求にも応じません。責任を求めたり金銭を要求しないこと。飼育者として自らの責任において対処し、事故の無い様努めること。

また、期間中、猫のワクチンや病気、怪我などによって医療処置が必要な場合は飼い主の責務として責任を持って対処すること。

期間中の万一の死亡時には、獣医師の死亡診断書を提出し、あきらかにその死因に飼育者としてふさわしくないとと思われる原因もしくは不審点がある時は、その責任を負い、損害賠償請求に応じて頂きます。また、期間中生殖行為を行わせないこと。それに反した場合も、所有権の侵害として損害賠償請求に応じて頂きます。

- 9、 正式譲渡後の一週間後、1ヶ月後、3ヶ月後、半年後、1年後に写真を撮り、報告を添えて当団体まで送って頂くことを決まりとしております。写真報告無き場合、契約不履行として譲渡猫の返還を求めることがあります。その際に当団体への引き渡しに応じて頂きます。
- 10、 以上を初め、またその他にも譲渡に際しての約束事が守られない時は契約不履行として、また、譲渡猫の飼育者としてめざましくふさわしくないとされた時や、(譲渡は互いの信頼関係に基づき行われるものであることから)互いの信頼関係がめざましく損なわれた際には、当団体から譲渡猫の返還を求めることがあります。その際にはすみやかに引き渡し請求に応じ、当団体へ猫を返還する事。
- また虐待や他の目的(実験動物取扱業者や三味線のための皮革業者、他への納入等)のため飼い主となると偽り騙しとする詐欺行為があった場合は、詐欺に対する法的対処を行います。虐待行為、もしくは放置虐待(給餌、給水をやめることにより衰弱させる等)があった場合は、『動物の愛護及び管理に関する法律』第二十七条違反として法的対処を行います。(以上には、期間の限定はありません。)

家族全員が上記を了承し、上記以外にも、譲渡猫の幸福と健康を第一に考え、飼育者としての責任をもち、家族の一員として心をくばり、この約束事を守っていることを誓います。
(家族全員の同意・了解なき場合は、譲渡は不成立もしくは無効となります)

日付	年	月	日
契約者	住所：		
	氏名：		印
	電話番号：		
世帯主・責任者	氏名：	(世帯主と契約者が異なる場合に明記)	

以上、契約書2通を作成し、そのうち1通づつを双方の控えとしますので、大切に保管すること。

※契約内容や約束内容が守られず紛争に至った際、本件に関する紛争は東京地方裁判所若しくは東京簡易裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。

野良猫を減らすためのボランティア団体
NPO法人 猫の味方ネットワーク

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄5276-1

0494-79-0633 080-1192-0603

HP <http://www1.ocn.ne.jp/~nekomi/> Blog <http://neconomikata.blogzine.jp/qy22bpy9@lake.ocn.ne.jp> t.080-1192-0603@docomo.ne.jp

代表理事 戸口知子(東京都動物愛護推進員)